

2015年11月13日

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

変額個人年金保険「ダブルアカウントⅢ」「ウイニングロードⅣ」を 尼崎信用金庫を通じて11月16日より販売開始

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(代表取締役社長:西野 彰、以下「ソニーライフ・エイゴン生命」)は、尼崎信用金庫(理事長:川上 利之)を通じて、2015年11月16日より、変額個人年金保険「**ダブルアカウントⅢ**」と「**ウイニングロードⅣ**」を販売開始いたします。

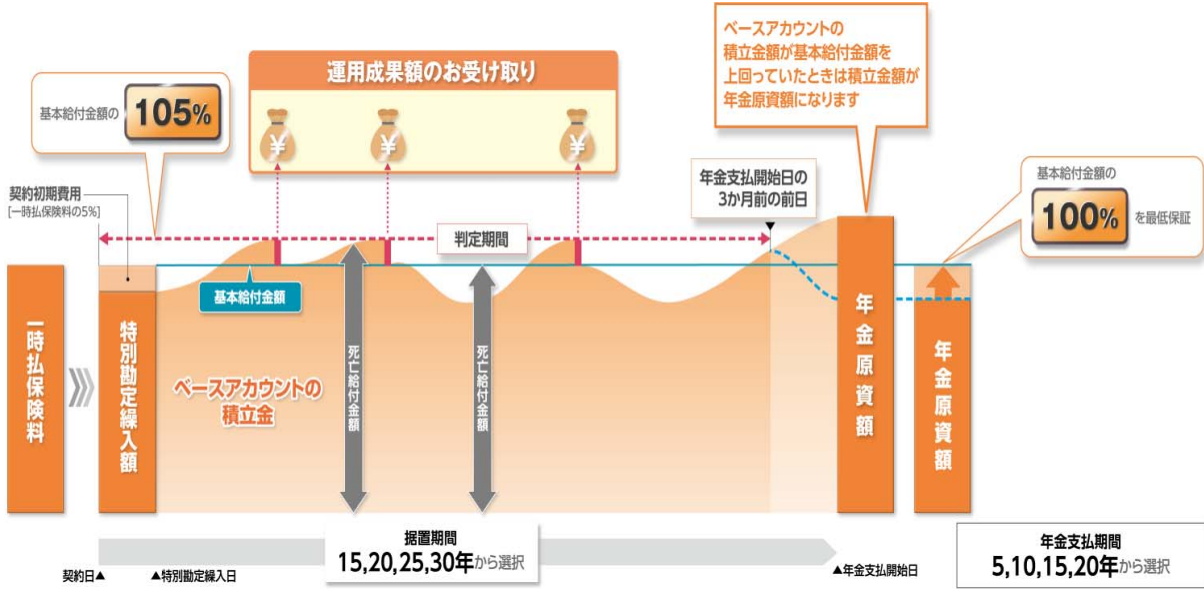
ソニーライフ・エイゴン生命は、“個人年金を人生年金へ”をスローガンに、「長生きすることが幸せだと心から思える社会の実現」に取り組んでおります。人生における様々なステージで、お客さまを支え、描いた夢や想いを実現に導き、将来に向かって希望や安心をもたらす“人生年金”をお客さまにご提供する年金保険商品のエキスパートを目指してまいります。

販売商品名称	正式商品名称	販売開始日	取扱金融機関
ダブルアカウントⅢ	変額個人年金保険 (年金原資保証型2015) I型/II型	2015年11月16日	尼崎信用金庫
ウイニングロードⅣ	変額個人年金保険 (受取総額保証型2011)		
ダブルアカウントⅢの商品の特徴			
1. 判定期間中※に積立金額が基本給付金額(一時払保険料)の105%に到達するたびに、運用成果額として受け取りいただける「運用成果受取コース(I型)」と、より高い収益性を目指した別の特別勘定で運用することができる「積極運用コース(II型)」のいずれかをご契約時にご選択いただきます。 2. 年金原資額と死亡給付金額は、基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます。 3. 特別勘定の基本部分(ベースアカウント)は、価格変動のリスクを一定に保つため資産配分比率を毎営業日見直す仕組みを備え、大切な資産を安定的にふやすことを目指します。 ※判定期間は、契約日から年金支払開始日の3ヵ月前(契約日の月単位の応当日の前日)までとします。			
ウイニングロードⅣの商品の特徴			
1. 年金支払開始日以後、被保険者の一生涯にわたって、毎年年金をお受け取りいただけます。 2. 年金額は、毎年定額の基本年金と積立金の運用次第で、その年に上乘せされる加算年金の合計額になります。 3. 年金額と死亡一時金額の合計は、基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます。 4. 特別勘定は、価格変動のリスクを一定に保つため資産配分比率を毎営業日見直す仕組みを備え、大切な資産を安定的にふやすことを目指します。			

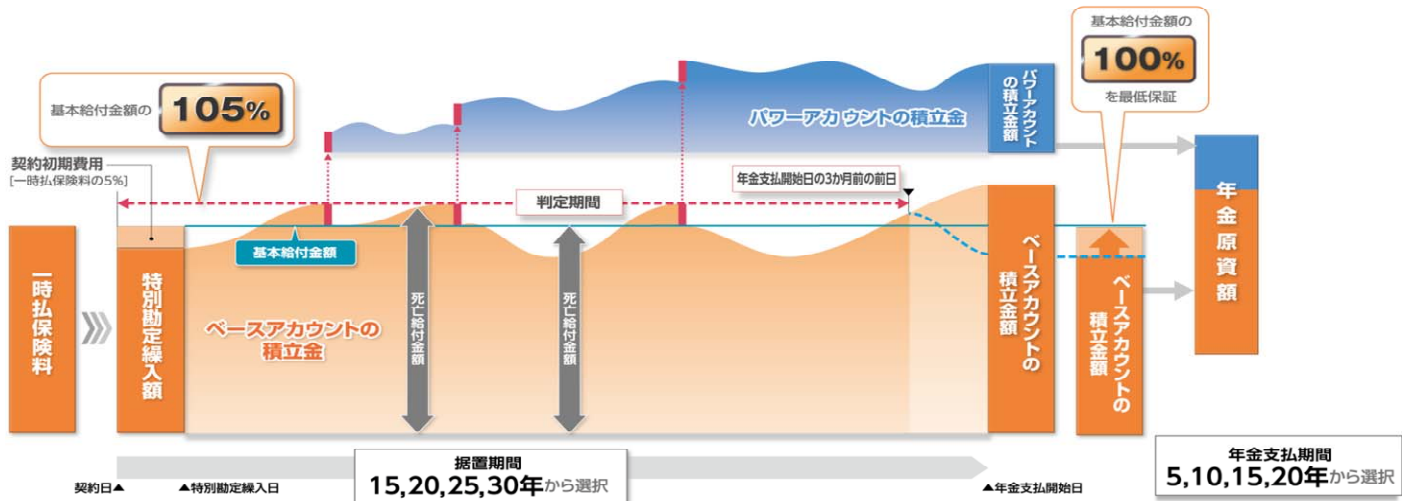
「ダブルアカウントⅢ」商品概要

1. しくみ図(イメージ図)

(1) 運用成果受取コース(Ⅰ型)



(2) 積極運用コース(Ⅱ型)



※ 上記イメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額などを保証するものではありません。
 実際の積立金額、死亡給付金額などは運用実績によって変動します。

＜ご契約時にご選択いただく2つのコース＞

ご契約時に「**運用成果受取コース(Ⅰ型)**」と「**積極運用コース(Ⅱ型)**」のいずれかをご選択いただきます。

※ご契約時に選択されたコースは、ご契約後に変更することができません。

運用成果受取コース (Ⅰ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から判定期間中*¹の毎日、ベースアカウントの積立金額を確認し、基本給付金額*²の105%に到達するたびに、運用成果額(基本給付金額を超える部分)をお受け取りいただけます。 ・据置期間満了時の年金原資額は、運用成果額のお受け取りの有無にかかわらず、基本給付金額の100%が最低保証されます。
積極運用コース (Ⅱ型)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日から判定期間中*¹の毎日、ベースアカウントの積立金額を確認し、基本給付金額*²の105%に到達するたびに、基本給付金額を超える部分をパワーアカウントへ移転して運用します。 ・据置期間満了時の年金原資額は、ベースアカウントの積立金額とパワーアカウントの積立金額の合計額となります。このうちベースアカウント部分は基本給付金額の100%が最低保証されます。 ・ベースアカウントは運用成果受取コース(Ⅰ型)と共通です。

*1 契約日から、年金支払開始日の3ヵ月前(契約日の月単位の応当日の前日)までを判定期間とします。

*2 ご契約時の基本給付金額は一時払保険料と同額になります。

2. 諸費用

この保険にかかる費用はご契約時、据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。

＜ご契約時にご負担いただく費用＞

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等にかかる費用です。	一時払保険料に対して5.0%	ベースアカウントへの繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。

＜据置期間中にご負担いただく費用＞

項目	目的	費用	時期
ベースアカウントの保険関係費用	ご契約の締結・維持等に必要な費用、年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用です。	性別、年齢、据置期間によって、1.55%～3.82% ※詳細は、契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)等の募集資料をご覧ください。	基本給付金額に対して左記年率の1/12を乗じた金額をベースアカウントの積立金から、特別勘定繰入日末および契約日の月単位の応当日末に差し引きます。
ベースアカウントの資産運用関係費用* ¹	ベースアカウントの運用にかかわる費用です。	ベースアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して年率0.137%程度(税込)	左記の年率を乗じた額を日割りで毎日差し引きます。

<据置期間中にご負担いただく費用>※積極運用コース(Ⅱ型)で運用成果相当額がパワーアカウントに移転された場合にご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
パワーアカウントの保険関係費用	パワーアカウントの維持等に必要で費用です。	パワーアカウントの積立金額に対して年率0.50%	左記の年率の1/365を乗じた額を毎日差し引きます。
パワーアカウントの資産運用関係費用*1	パワーアカウントの運用にかかわる費用です。	パワーアカウントが投資対象とする投資信託の信託財産に対して概算年率0.42%程度(税込)	左記の年率を乗じた額を日割りで毎日差し引きます。

<年金支払期間中にご負担いただく費用>

遺族年金支払特約による年金支払期間中にもご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費用*2	年金のお支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に保険料積立金から差し引きます。

*1 ベースアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬を小数第4位以下を切り上げて記載しています。またパワーアカウントの資産運用関係費用は、主たる投資対象である投資信託の信託報酬年率0.378%(税抜年率0.35%)程度に、外国投資信託証券において別途受領する運用報酬と信託報酬の概算額を加算した実質的な費用を記載しております。いずれもこのほか、信託財産留保金や信託事務の処理などに要する諸費用、監査費用などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。資産運用関係費用は運用手法の変更や運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*2 年金管理費用は、将来変更されることがあります。

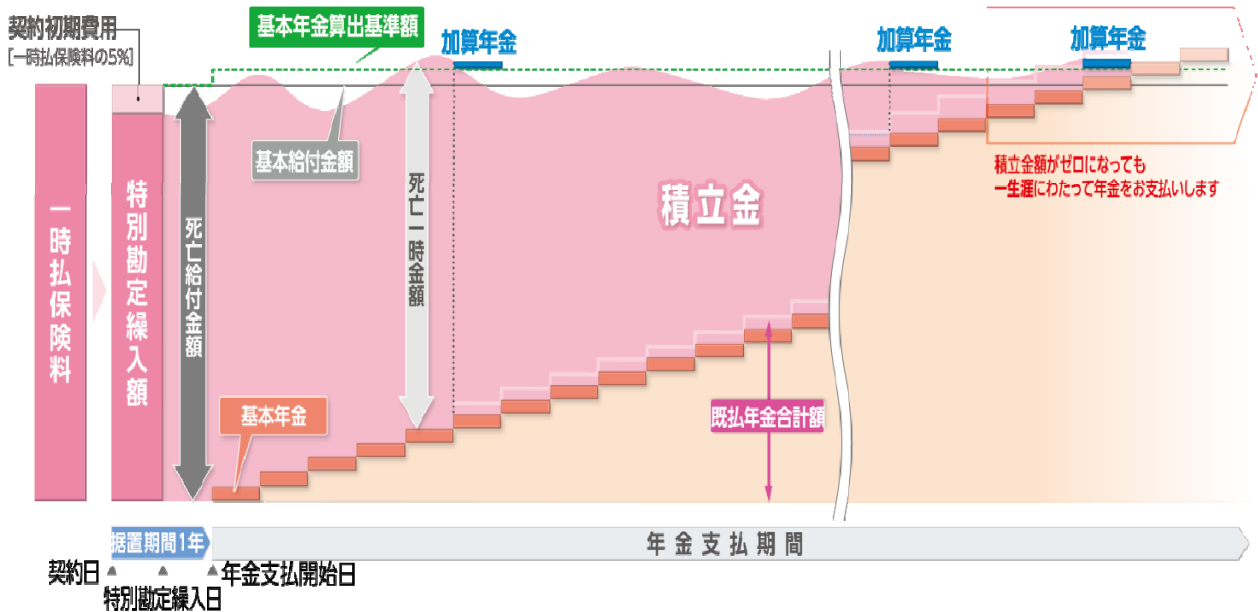
3. 投資リスクについて

この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。特別勘定の運用では、投資信託を通じて主に国内外の株式、公社債および短期金融商品などに投資します。このため、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあります。これらの投資リスクにより、最低保証の対象とならない解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生じるおそれがあります

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。
商品内容の詳細につきましては「契約締結前交付書面」等をご覧ください。

「ウイニングロードⅣ」商品概要

1. しくみ図(イメージ図)



※ 上記イメージ図は将来の積立金額や死亡給付金額などを保証するものではありません。
 実際の積立金額、死亡給付金額などは運用実績によって変動します。

2. 諸費用

この保険にかかる費用はご契約時、据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用の合計額となります。

<ご契約時にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等にかかる費用です。	一時払保険料に対して5.0%	特別勘定への繰り入れ前に、一時払保険料から差し引きます。

<据置期間中および年金支払期間中にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険関係費用	ご契約の締結・維持等に 必要な費用、死亡給 付金・死亡一時金を最 低保証するための費用 および年金の支払いを 保証するための費用で す。	積立金額に対して年率 2.98%	積立金額に対して左記の 年率の1/365を乗じた額 を積立金から毎日差し引 きます。
資産運用関係費 用*1	運用にかかわる費用で す。	特別勘定が投資対象とする投資信託の 信託財産に対して年率 0.137%程度 (税込)	特別勘定が投資対象とす る投資信託の信託財産に 対して左記の年率を乗じ た額を投資信託の信託財 産から日割りで毎日差し 引きます。

*1 特別勘定の主な投資対象である投資信託の信託報酬を、小数第4位以下を切り上げて記載しています。資産運用においては、この他にも「信託財産留保金」「信託事務の処理などに要する諸費用」「監査費用」などがかかる場合があります。これらもお客さまにご負担いただくこととなります。しかし、これらは費用の発生前に金額や割合を確定できないため、上記の記載値に含めていません。運用手法の変更や運用資産額の変動などによって、費用の率は将来変更される可能性があります。

その他、一時払定額年金への移行による年金あるいは遺族年金支払特約による年金をお受け取りになる場合に、諸費用がかかります。

3. 投資リスクについて

この商品は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、年金額、死亡給付金額および解約返戻金額などが変動します。特別勘定の運用では、投資信託を通じて主に国内外の株式、公社債および短期金融商品などに投資します。このため、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替変動リスク、デリバティブ取引のリスクなどの投資リスクがあります。これらの投資リスクにより、最低保証の対象とならない解約返戻金等でお受け取りいただく金額の合計は、一時払保険料の金額を下回り、損失を生じるおそれがあります

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。
商品内容の詳細につきましては「契約締結前交付書面」等をご覧ください。